

東北地区高等学校野球連盟規約

昭和61年4月1日制定
平成6年1月13日改正
平成22年1月19日現行改正

第 1 章 名称及び事務局

- 第 1 条 本連盟を東北地区高等学校野球連盟と称する。
- 第 2 条 本連盟の事務局を会長所在県高等学校野球連盟に置く。

第 2 章 目 的

- 第 3 条 本連盟は公益財団法人日本高等学校野球連盟と緊密な連携をとり、東北地区高等学校野球の健全な育成と向上発展並びに相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 章 組 織

- 第 4 条 本連盟は、青森・秋田・岩手・山形・宮城・福島の各県高等学校野球連盟を以って組織する。

第 4 章 事 業

- 第 5 条 本連盟は第 3 条の目的を達成するため下記の事業を行う。
1. 高校野球の指導奨励
 2. 全国高等学校野球大会への協力
 3. 東北地区高等学校野球大会の開催
 4. 東北各県高等学校野球連盟相互の連絡、提携、親睦
 5. 日本高等学校野球連盟への連絡、提携
 6. その他本連盟の目的達成に必要な事項

第 5 章 役 員

- 第 6 条 本連盟に下記の役員を置く。
1. 会 長 1名
 2. 副会長 5名
 3. 理事長 1名
 4. 理 事 5名
 5. 会 計 1名
 6. 監 事 1名
- 第 7 条 本連盟に顧問を置くことができる。顧問は役員会において委嘱し、重要事項に関して会長の諮問に応ずることができる。
- 第 8 条 会長は役員会が推挙する。会長は本連盟を代表してこれを掌理する。
- 第 9 条 副会長は会長以外の各県連盟の会長とする。副会長は会長を補佐する。
- 第 10 条 理事長は会長所在県の県連盟理事長があたる。
- 第 11 条 (1) 理事は理事長以外の各県連盟理事長があたる。

(2) 会計は会長所在県連盟の会計担当者があたる。

第 12 条 監事は役員会において選出し、会計を監査する。

第 13 条 役員の任期は4月1日より2ヶ年とするも再任を妨げない。なお、補欠役員の任期は前任者の残余期間とする。

第 6 章 会 議

第 14 条 役員会および理事会は会長がこれを招集し、定期役員会は毎年3回（6月・10月・1月）これを開き、臨時役員会は随時これを開く。

第 15 条 役員会は役員の過半数の出席によって成立し、予算・決算・事業に関する事項並びにその他重要事項を審議する。

第 7 章 会 計

第 16 条 本連盟の経費は分担金並びに寄付金その他を以ってこれに充てる。

第 17 条 本連盟の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第 8 章 付 則

第 18 条 本規約は役員会の決議によらなければ改正することができない。

第 19 条 本連盟の規約の施行にあたり必要な事項は役員会の決議を得て別に細則を定める。

第 20 条 (1) 本規約は昭和61年4月1日より施行する。
(2) 平成6年1月31日一部改正する。
(3) 平成22年1月19日一部改正する。

表彰及び慶弔に関する規定

平成25年1月16日改正

連盟規約第8章第19条により表彰及び慶弔に関し下記の通り規定する。

1 表 彰

下記条項に該当するときは役員会で審議の上表彰する。

(1) 選抜高等学校野球大会・全国高等学校野球選手権大会・全国高等学校軟式野球選手権大会、国民体育大会に出場した学校で決勝戦に進出した学校。

神宮大会にあつては、優勝した学校。

トロフィーのプレート例 令和〇〇年度

(大会名)・・・大会

(準)優 勝 記 念

・・・・・・・・・・高等学校

贈 東北地区高等学校野球連盟

(2) 連盟役員を務めて辞任した者。(春季大会の役員会で表彰する。)

2 慶 弔

(1) 連盟役員の慶弔については、その都度役員会で審議し決定する。

東北地区高等学校野球連盟申合せ事項

東北地区高等学校野球連盟

[] は改正年

1. 東北地区連盟への各県連盟の負担金は年額 400,000 円とする。 [令和 2年 1月]
ただし、平成17年度から当分の間徴収を見合わせる。 [平成17年 1月]
また、東北大会（硬式）の会計に開催県負担金 300,000 円を計上しないで予算を組む。
[平成19年 1月]
平成21年度から各県連盟からの負担金の徴収を再開する。 [平成21年 1月]
平成28年度から、東日本大震災被災 3 県から見合わせていた負担金の徴収を再開する。
[平成27年 1月]
2. 開会式で前年度優勝校には優勝旗返還後に前年度優勝レプリカを授与する。閉会式で優勝校には優勝旗を、準優勝校には準優勝レプリカを授与する。尚、レプリカ代は主管県の表彰費より支出する。
[平成 2年 秋] [平成30年 1月] [令和 2年 1月]
3. 軟式選手権（東・西）予選会について、東北地区高等学校野球連盟からの助成金は 200,000 円とする。平成19年度から出場校参加料は徴収しない。前年度優勝レプリカは日本高野連より贈られる。準優勝レプリカは東北高野連から送られる。
レプリカのプレート表記は「東北地区高等学校野球連盟」とする。
[平成 4年 1月] [平成14年 1月] [平成15年 1月] [平成19年 1月] [平成23年10月]
[平成29年 1月]
4. 東北地区代表として、選抜大会・国民体育大会・明治神宮大会等の全国大会出場校には祝金（餞別）30,000 円を贈る。選手権大会は除く。
[平成 3年 1月] [平成15年 1月] [平成18年 1月]
5. 東北大会（軟式）の各県連盟負担金は 40,000 円とする。平成17年度から当分の間徴収を見合わせる。ただし、平成19年度から出場校参加料は徴収しない。
また、大会の連盟助成金は600,000円とする。過不足金は主管県連盟で処理する。
[平成 4年 1月] [平成14年 6月] [平成17年 1月] [平成19年 1月]
6. 役員会での会議費および宿泊料は開催県高野連の決定した金額とする。会議費は受付で納入し、宿泊料は各自が宿舎に支払うこととする。尚、宿泊に伴う駐車料金は主管県が支払う。
[平成26年10月]
7. 東北大会（硬式）での派遣審判員の会議費および宿泊料は、開催県高野連の決定した金額とする。会議費は受付で納入し、宿泊料は各自が宿舎に支払うこととする。
[平成12年 1月]
8. 春季大会（軟式含む）収支決算報告は秋季大会での役員会で行う。秋季大会（軟式含む）及び、東・西軟式選手権の収支決算報告は 1 月の役員会で行う。
[平成 5年 秋] [平成19年3月] [平成23年10月]
9. 東北連盟の会計年度を平成 6 年 1 月の役員会において 4 月 1 日より 3 月31日と改正したため、収支決算中間報告・中間監査・予算案については 1 月の役員会で審議し、確定的な収支決算報告・監査・予算案については春季東北大会での役員会で審議することとする。
[平成 6年 秋]
10. 東北各県中体連野球専門部への補助金は各県高野連から 50,000 円、中体連東北大会へは開催県から 200,000 円を補助する（予算支出については「高校野球200年構想」より支出する）。

〔平成19年1月〕 〔平成20年1月〕 〔令和2年1月〕

11. 東北地区高等学校野球連盟定期役員会（1月開催）には、50,000円を補助する。
〔平成23年1月〕
12. 「表彰及び慶弔に関する規定」 1（1）におけるトロフィー代として25,000円を補助する。
〔平成30年1月〕
13. 東北地区高野連審判講習会には、200,000円を補助する。〔平成30年1月〕

東北地区高等学校野球大会の 審判委員について

東北地区高等学校野球連盟
平成8年8月8日改正 平成19年1月17日現行改正
平成29年1月19日一部追加 平成30年1月18日一部追加

1. 各県より派遣される審判委員の人数は、春季大会、秋季大会とも1名とする。
2. 各県より派遣される審判委員は準々決勝までの試合を担当する。その日数は、原則として3日とする。
3. 準決勝と決勝には、近県より更に1名を派遣するものとする。
この1名については最初に派遣された審判委員と同一人であることは問わない。
青森・岩手・秋田と山形・宮城・福島とに分けてこれをそれぞれ近県とする。
4. 全日程を通して、各県より派遣される審判委員は、原則として球審を務めることとする。出場校出身の審判委員が派遣される場合は、出身校を明記の上エントリーし、試合校にとって不公平のない配置とする。
5. 各県より派遣される審判委員が1日に担当する試合数は、球審、塁審を問わず、春季大会、秋季大会とも1試合とする。
6. 試合の球審は、開催県の審判委員も含めて、原則として、対戦する2県以外の審判委員が担当するものとする。塁審についてはその限りではない。
7. 各県より派遣される審判委員には、大会本部から審判料等は支給しない。
8. 東北大会（軟式）には、各県より審判委員を派遣しないので、開催県の審判委員が全試合の審判を担当する。

東北地区高等学校野球大会施行細則

東北地区高等学校野球連盟
昭和61年4月1日制定 平成9年1月17日改正
平成11年1月22日改正 平成14年1月16日改正
平成16年1月22日改正 平成17年1月20日改正
平成19年1月17日改正 平成22年1月19日現行改正
平成25年1月16日改正 平成26年1月16日改正

1. 共催及び後援団体について
春季大会は朝日新聞社、秋季大会は毎日新聞社を後援に充てることを原則とし、学生野球憲章に準拠して他に必要な協力団体があるときは役員会の承認を得てこれを共催あるいは後援に加えることができる。
2. 参加出場校について
大会参加出場校は各県の優勝校と準優勝校と第3代表校の計18校とする。
第3代表校の決定は各県に一任する。
3. 出場者数について
大会出場者数は選手20名、責任教師1名、監督1名、記録員（男女を問わない）1名の計23名とする。なお、シートノック時にノッカー1名、ノック補助員3名（男子に限る）を加えてもよい。また秋季大会で部員不足のチームに限り、3年生を記録員やノッカーとして登録してもよい。
4. 日程並びに組合せ決定について
大会開催日程は、春季大会5日間を原則とし、また、秋季大会は休養日を含む7日間を原則とする。その日程は主管県連盟の原案に基づき役員会が協議決定する。その組合せは出場校の抽選で決定するものとする。組合せ抽選方法は別に定める。
5. 選手資格について当該年度選手資格規定に適格なる者で、大会選手資格証明書に記載された者とする。
ただし、秋季大会は次年度の選抜大会に出場し得る者でなければならない。
大会選手の変更は、該当選手が病気、怪我等の事情により、出場不可能になった場合に限り、認めることとする。（診断書提出を求めないことにH25に改正）
6. 野球規則について
当該年度公認野球規則並びに別に定める大会規定による。
7. 使用球について
主管県連盟の試合球を大会使用球とする。
8. 大会名誉会長
大会名誉会長
大会会長 東北地区連盟会長
大会副会長 主管県連盟副会長並びに各県連盟会長
大会委員長 東北地区連盟理事長
大会副委員長 主管県連盟理事長
大会委員 東北地区連盟理事（各県連盟理事長）
競技委員長 主管県連盟理事長
競技委員 主管県連盟委員
顧問及び参与 東北地区連盟及び主管県関係者
審判委員 各県連盟派遣審判委員並びに主管県連盟審判委員
会 計 主管県連盟会計担当者
会計監査 主管県連盟監事
9. 予算並びに決算について
(1) 大会予算は主管県連盟が立案し、役員会の承認を経て日本高等学校野球連盟に大会举行届と共に報告するものとする。
(2) 大会終了後は速やかにその収支を日本高等学校野球連盟並びに各県連盟に報告するものとする。

10. 大会経費について
大会経費は入場料金、賛助金、その他をもって支弁するものとする。出場校及び役員旅費並びに宿泊料は下記の通りとする。
- (1) 出場校に対しては、旅費並びに宿泊料は春季、秋季とも出場校の負担とする。
 - (2) 前年度優勝校に対しては、前年度優勝校が大会に出場しないときは、部長1名、選手1名（特別急行もしくは新幹線往復運賃）の旅費実費と宿泊料1泊分を支給する。
 - (3) 役員に対しては、旅費並びに宿泊料とも各県連盟負担とする。
 - (4) 派遣審判委員には特別急行往復運賃及び宿泊料その他は各県連盟の負担とする。
11. 試合記録について
大会終了後、主管県連盟は試合記録を日本高等学校野球連盟並びに各県連盟に提出するものとする。各試合の記録は、主管県連盟のホームページに掲載もしくは各県報道へFAX（原則2ヶ所）する。
なお、球場付きの記者には、オーダー・スコアシート・テーブルスコアを無料配付する。
12. 大会本部について
大会前日までは主管県連盟事務局に、大会中は球場内に、夜間は本部宿舎に置くものとする。

東北地区高等学校軟式野球大会施行細則

東北地区高等学校野球連盟

昭和61年4月1日制定	平成9年1月17日改正
平成9年11月28日改正	平成11年1月22日改正
平成14年1月16日改正	平成15年1月21日改正
平成16年1月22日改正	平成17年1月20日改正
平成19年1月17日改正	平成22年1月19日改正
平成23年1月20日現行改正	平成29年1月19日一部追加
平成30年1月18日一部追加	

1. 共催及び後援団体について
朝日新聞社、毎日新聞社を後援に充てることを原則とし、学生野球憲章に準拠して他に必要な協力団体があるときは役員会の承認を得てこれを共催あるいは後援に加えることができる。
2. 参加出場校について
春季東北大会の出場校は、前年度秋季軟式東北大会優勝校が加盟する県から1校増やして、計7校とする。なお、優勝県が1校のみ出場の場合は、前年度秋季軟式東北大会準優勝県が加盟する県、それでも決まらない場合には、前年度秋季軟式東北大会の準決勝において優勝校に敗退した県が加盟する県とする。
秋季東北大会の出場校は、各県の優勝校に主管県1校を加えて、計7校とする。主管県が1校のみ出場の場合は、参加チーム数の多い県が加盟する県とする。
3. 出場者数について
大会出場者は選手20名、責任教師1名、監督1名、記録員（男女を問わない）1名の計23名とする。
なお、シートノック時にノッカー1名、ノック補助員3名（男子に限る）を加えてもよい。
また 秋季大会で部員不足のチームに限り、3年生を記録員やノッカーとして登録してもよい。
4. 日程及び組合せ決定について
大会開催日程は3日間を原則とし、その日程は主管県連盟の原案に基づき役員会が協議決定する。その組合せは出場校の抽選で決定するものとする。組合せ抽選方法は別に定める。

5. 選手資格について
当該年度選手資格規定に適格なる者で、大会選手の変更は、該当選手が病気、怪我等の事情により出場不可能になった場合に限り、認めることとする。
6. 野球規則について
当該年度公認野球規則並びに別に定める大会規定による。
7. 使用球について
全日本軟式野球連盟公認のM号球を大会使用球とする。
8. 大会役員について

大会名誉会長	
大会会長	東北地区連盟会長
大会副会長	主管県連盟正副会長並びに各県連盟会長
大会委員長	東北地区連盟理事長
大会副委員長	主管県連盟理事長
大会委員	各県連盟理事長
競技委員長	主管県連盟理事長
競技委員	主管県連盟委員
顧問及び参与	東北地区連盟及び主管県関係者
審判委員	主管県連盟審判委員
会 計	主管県連盟会計担当者
会計監査	主管県連盟監事
9. 予算並びに決算について
 - (1) 大会予算は主管県連盟が立案し、役員会の承認を経て日本高等学校野球連盟に大会挙行届と共に提出するものとする。
 - (2) 大会終了後は速やかに、その収支を日本高等学校野球連盟並びに各県連盟に報告するものとする。
 - (3) 大会の収支で過不足金が生じた場合には、主管県連盟で処理する。
10. 大会経費について
大会経費は主管県連盟助成費、各県連盟負担金、参加料、賛助金、その他を以って支弁するものとする。出場校及び役員の旅費並びに宿泊料は下記の通りとする。
 - (1) 出場校に対しては、旅費並びに宿泊料は出場校の負担とする。
 - (2) 役員については、旅費並びに宿泊料とも各県負担とする。
 - (3) 優勝旗返還に際しての前年度優勝校への旅費は支給しない。
11. 優勝旗返還について
優勝旗返還については、原則として前年度優勝校が返還するものとする。
(※前年度優勝校が大会に出場しない場合)
 - (1) 前年度優勝校が優勝旗の返還を行う場合は、上記10-(3)に依る。
 - (2) 前年度優勝校が優勝旗の返還を行わないとした場合、所属連盟の役員が代理で優勝旗を返還しても良い。
12. 試合記録について
大会終了後、主管県連盟は試合記録を日本高等学校野球連盟並びに各県連盟に提出するものとする。各試合の記録は、主管県連盟のホームページに掲載もしくは各県報道へFAX（原則2ヶ所）する。
なお、球場付きの記者には、オーダー・スコアシート・テーブルスコアを無料配付する。
13. 大会本部について
大会前日までは主管県連盟事務局に、大会中は球場内に、夜間は本部宿舎に置くものとする。

東北地区高等学校野球大会

規定および注意事項

	東北地区高等学校野球連盟
平成6年6月8日制定	平成9年11月28日改正
平成15年1月21日改正	平成17年1月20日改正
平成18年1月20日改正	平成20年1月19日現行改正
平成25年1月16日現行改正	平成27年3月21日改正
平成28年6月8日改正	平成29年1月19日一部追加
平成30年1月18日一部改正	令和2年1月15日改正

大会規定

1. 本大会は当該年度公認野球規則を適用する。ただし、コールドゲームは、公認野球規則では5回表裏完了もしくは5回表終了となっているが、本大会では7回表裏完了もしくは7回表終了とする。(点差による場合は、5回10点、7回7点)ただし、決勝戦にはコールドゲームは適用しない。
2. サスペンデットゲーム(一時停止試合・継続試合)は適用しない。
3. 試合が12回で決まらない場合は高校野球特別規則(2018年版)の22.「タイブレーク制度の採用」を実施する。
4. ベンチに着席する選手(大会参加者資格規定適格者)・責任教師・監督ならびに記録員(男女を問わない)は選手資格証明書に記載された者に限る。選手は背番号(1~20)を付けたユニフォームを、責任教師は平服(ワイシャツ・ネクタイ姿またはスタッフシャツ)を、監督は選手と同じユニフォームを、記録員は制服、トレーニングウェアまたは背番号のないユニフォームを着用すること。女子の記録員の場合は、制服、トレーニングウェアとする。
5. ベンチサイドは組合せ番号の小さい方を1塁側とし、決勝まで適用する。
6. メンバー交換は試合予定時刻1時間前とし、メンバー表(フルネームでフリガナをつける)を5部用意し、責任教師および主将が出席する。なお、責任教師は平服とし、テーピングやサポーターを使用する選手がチーム内にいる場合は、同席し、審判と相手チームの確認を受けること。チーム事情により責任教師がノッカーを兼ねる場合で、やむを得ない場合は、相手チームの了解を得た上で、責任教師がメンバー交換にユニフォームで臨んでも構わない。
7. 試合前のシートノックは7分以内で行うが、試合進行の都合で省略することもある。開始や終了は放送で合図するので厳守すること。練習は登録した選手だけで行うこと。ただし、ノッカーを1名(ノッカーは選手と同じユニフォームとスパイクを着用し、シートノック終了後は直ちにグラウンドから退場すること)、練習補助員3名(男子に限る。選手と同じユニフォーム、トレーニングシューズ、ヘルメットを着用すること。ノック補助の生徒は、1塁での送球は捕球できるが、3塁での送球は捕球することができない。あくまでも球継ぎ等の練習補助のための措置であり、練習そのものに参加することはできない。)を加えてもよい。ノックができるのはベンチ入り登録者およびノッカー登録1名のうち2名以内とする。芝の上からのノックやトスバッティングは禁止する。
8. 本大会の使用球は開催主管県連盟の試合球とする。
9. 本大会の審判は各県連盟派遣審判委員並びに開催主管県連盟審判委員が行う。
10. 審判委員に対するアピールは、規則適用上の疑問を質すときのみであって、主将、伝令、または問題の当事者に限る。審判委員の判定に対しては絶対に従い、抗議することはできない。
11. メンバー交換後は選手の一時的交替を認めない。但し、試合中選手に不慮の障害などがおき、一時走者を代えないと試合が続行できないと審判委員が認めたときは、相手チームの主将に事情を説明して、臨時の代走者を定めることができる。代走者は試合に出場している選手に限られるが、投手を除いた選手のうち、直前に打撃を終了した者とする。
12. 試合中の負傷または疾病に対しては、応急手当を施すほか主催者は責任を負わない。
13. 試合中に紛争がおこり、試合の続行が不可能になったときは紛争を起こした側(応援者も含む)が責任を負い、そのチームを敗者とする。
14. ベンチに持ち込むメガホンは監督指示用の1本とする。

15. 金属製バットの使用は日本高等学校野球連盟で認可したものに限り、使用野球用具は日本高等学校野球連盟が定めた「高校野球用具の使用制限」で規制したものに限り、
16. 大会前または大会中の負傷で試合出場が不可能になった選手は、試合には出場しない条件でベンチに入ることを認める。その場合、どの程度参加するかについては試合前に大会本部に申し出て許可を得ること。
17. 各学校は必ず一名の責任教師が引率し、大会中の選手のすべての行動に対して責任を負うこと。
18. 大会運営の一切については、大会運営委員会の決定・指示に従うこと。
19. 補助員（ボールボーイ）3名は各チームで担当する。

注意事項

1. 監督及び選手は試合をスピーディに行うよう心がけること。
 - (1) 試合中の攻守交代のときは全力で走ること。
 - (2) 投手が審判からボールを受け取るとき、及び、打者が打者席に入るときは脱帽しなくともよい。
 - (3) 次打者は投手といえども、次打者席に入り待機すること。
 - (4) アウトをとったあとのボール回しは1回以内とする。打者がいるときは盗塁死をとってもボール回しはしないこと。スリーアウト後のボールは投手板の近くに置くこと。
 - (5) 捕手が2アウト後の次打者の場合でも、プロテクターは取り外して待つこと。
 - (6) 捕手が投手への返球のため頻りに捕手席を離れないこと。
 - (7) コーチャーはミーティングサークルに加わらず、ただちにコーチボックスに入ること。
 - (8) 打者はベンチのサインを見るとき、打者席をはずさないこと。
 - (9) 走者のヘルメットが脱げたとき、近くにいる審判員がこれを走者に手渡す。原則としてタイムはかけない。
 - (10) 監督は選手をベンチに呼ばないで必要なときは伝令を通して指示すること。
 - (11) イニング間のミーティングは試合進行を妨げないようにスピーディに行うこと。
 - (12) 守備に入る前の控え選手のベンチ前での声出しは、出すぎないこと。なお、守備終了時に控え選手の出迎えも、出すぎないこと。
 - (13) 守備時・攻撃時のタイムは、30秒以内とする。
 - (14) ブルペンでの捕手はフル装備とし、ヘルメット、マスクを着用すること。
2. 高校生らしいマナーを身につけるよう心がけること。
 - (1) きちんとした服装でプレイすること。
 - (2) 審判委員や選手に対して、暴言やきたないやじをとばさないこと。相手チームに威圧を与える行為や威嚇する発声はしないこと。選手は常に立派な態度でプレイすること。
 - (3) 故意の空タッチや、意図的な強いタッチはしないこと。
 - (4) 打者は捕手の後方で投球の偵察をしないこと。
 - (5) 日没や降雨などを意識して、故意に試合を引き延ばさないこと。
 - (6) ベースコーチャーのセーフ等の発声を禁止する。また、ボックスから片足を出したり、離れてコーチすることを禁止する。
 - (7) サングラスの使用は、野手が眩しくてプレイに支障が出る場合、審判委員に申し出て使用を認める。
サングラスの使用はメンバー交換時に審判と相手チームの確認を受ける。
手首のサポーターについては試合前の審判による用具の確認時に行う。
 - (8) グラウンドコートの着用は禁止する。ただし、小雨中や夜間の試合のとき、攻撃側の投手が走者になった場合は審判委員の許可を得れば着用できる。
 - (9) 高校野球でのハーフスイングに対する捕手からのリクエストは打者を指差し、口頭で“スイング”“振った”と球審に要請することができる。捕手が一塁や三塁の塁審に対して直接指差ししてリクエストすることはできない。但し監督は、打者が振ったか否かについて、ベンチ内から捕手に指示することはできるが、伝令を使うことは禁止する。
 - (10) ボールを保持しても、本塁上での捕手のブロックプレイは絶対に行わないこと。
 - (11) ベンチの後始末をきちんとすること。

3. 危険防止に努めること。

- (1) 試合前にバットを点検すること。変形したバット、破損したバット、鉄棒、バットリング等はベンチへの持ち込みを禁止する。
- (2) 打者及び走者は危険防止のため両耳つきヘルメットを必ず着帽すること。色彩は黒、紺または白のいずれか一色とし、表面にはチームの校名およびその頭文字、校章、番号以外は表示できない。
- (3) 試合中、練習中を問わず、捕手が座って投手の投球を受けるときは、必ずマスク、ヘルメット（色彩等の制限は打者用と同様）などの捕手用具を着用すること。尚、完全装備が無理なときは、少なくともマスク、ヘルメットだけは着用すること。
- (4) 走者が塁に滑らずに野手に向かってのスライディング、足を上げてのスライディングや体当たり等のラフプレイは絶対に行わないこと。
- (5) バットボーイはグラウンド内でヘルメットを着用し、プレーに支障が無いように注意するとともに、ボールの動きを注視すること。

4. その他

- (1) ユニフォームの表に付いているメーカーのマークは取り外すこと。スパイクの色彩は黒または白とし、黄色のライン等は消すこと。
- (2) 試合の運営、進行には当該両チームが積極的に協力すること。
(ア) 試合前のグラウンド整備は当該両チームが当たること。
(イ) その日の最終試合終了後のグラウンド整備は勝利チームが当たること。
(ウ) 試合中のグラウンド整備は5回のみでベンチ内の選手が当たること。
- (3) 応援については別に定める。
- (4) 開催主管県連盟の事情により一部変更することがある。
- (5) 大会前日の公式練習では、抽選会の席で全チームに割り当てる。（使用しないチームの箇所は空ける）なお、公式練習は統一したユニフォームを着用すること。

※統一の概念：①試合用ユニフォーム（背番号無しも可） ②無地の練習着

③チーム練習用シャツ（チーム名・氏名は可その他の文言入りは不可）

④上下でツートンになるような着こなしは不可

- (6) ベンチ内に、野球用具以外は持ち込まないこと。
- (7) 相手チームがノック中のときは、ベンチから出ないこと。
- (8) 代打等のスイング練習は、グラウンドではイニング間のみとする。
- (9) 大会中の観客席からの情報収集の制限については主管県のルールに従う。

東北地区高等学校軟式野球大会 規定および注意事項

東北地区高等学校野球連盟

平成6年6月8日制定 平成9年1月17日改正

平成19年1月17日改正 平成20年1月17日現行改正

平成23年10月6日現行追加 平成27年3月21日改正

◎東北地区高等学校野球大会規定および注意事項の一部を下記内容と差し替える。

大会規定

8. 本大会の使用球は全日本軟式野球連盟公認のM号球とする。
9. 本大会の審判は開催主管県連盟審判員が行う。
15. 金属製バットの使用は日本高等学校野球連盟並びに全日本軟式野球連盟で認可したものに限り、使用野球用具は日本高等学校野球連盟が定めた「高校野球用具の使用制限」で規制したものに限り、

東北地区高等学校野球大会の 応援について（指導指針）

東北地区高等学校野球連盟
平成6年6月8日制定
平成12年1月21日一部改正
平成18年1月20日一部改正
平成22年1月19日一部改正
平成29年1月19日一部追加

高校野球の応援は、常に「整然とした節度ある応援」を目標に、リーダーの統制のもとに、選手のプレーを鼓舞し、愛校心や母校愛を育む、真摯に取り組む高校野球にふさわしい応援を展開するよう心がけて下さい。その応援が、ともすると小道具の持ち込みなどによって他の観衆の迷惑になったり、また、試合に熱中するあまり、相手を傷つける言動や、ひんしゆくを買うような行動のないように十分指導して下さい。

本連盟が主催する各種大会の「応援のあり方」を提示しますので、出場校においては、十分に遵守されるようお願いいたします。

1. 応援のあり方について

高校野球の応援は、あくまでも試合を行う当該校の生徒によるものが原則です。応援する生徒は、相手も同じ高校生であることを忘れず、常に自制心を持ち、また、決して華美になることなく、選手が野球規則に従って整然とプレーできるような、場所や立場にふさわしい応援に徹することを心がけて下さい。この応援団に、選手の父母等の関係者が入り応援する場合でも、学校の責任、指導下にあることを十分に心得ておいて下さい。

2. 応援についての留意すべき事項

- (1) 応援団は必ず指導者（引率責任教師）引率のもとで団体で入場して下さい。指導者は応援団の入場、退場の際は大会本部に届け出て下さい。（指導者不在の時は入場できません。）この場合の応援団の入場料は教職員、生徒とも無料とします。OBや父母は有料ですので団員の団体入場に混入させないで下さい。
- (2) 指導者は、団員の球場（応援）への往来上の行動および球場内（応援中）における言動に注意し、団員に不祥事の起きないよう十分に指導して下さい。試合中に不祥事や紛争が起こり試合続行が不可能になったときは、不祥事や紛争を起こした学校（応援者も含む）が責任を負い、その学校が敗者となりますので、不祥事や紛争を起こさないように厳重に注意し指導して下さい。
- (3) 応援団が集団として統制のとれた応援を行うためのリーダーは、教師及び生徒に限ります。野球部員も応援団と一緒に応援させて下さい。応援団席は原則として1・3塁ベースより外野席側とします（球場毎の詳細は大会運営委員会の指示に従うこと）。外野席やバックネット裏などの、所定の場所以外では応援はさせないで下さい。このときは二つの集団とみなし一切の応援を禁止させます。
- (4) 球場は選手の真摯なプレーの場ですから、応援については、試合運行を妨げること、相手校に不利を招くようなこと、他人に迷惑をおよぼす行為、奇異な服装、騒がしい鳴物の使用、宣伝行為等のないようにし、高校野球にふさわしい品位のある応援活動をするよう指導して下さい。

3. 禁止している事項

- (1) ブラスバンドでの応援はかまいませんが、ブラスバンドを持たない学校の応援で楽器、鐘、笛、和太鼓、空き缶および騒がしい鳴物（ペットボトルを利用して音響を高める工夫をした物等）を使用しての応援は禁止しています。
（注）従来、和太鼓を認めてきた県については、開催県の要項に従うものとする。
- (2) ブラスバンドの演奏は自校の攻撃のときに限ります。相手校の攻撃の時は演奏を行わないで

下さい（太鼓を使用しての応援もこれに準じます）。

相手校の攻撃の時は、試合の流れを見ながら拍手や声で、ときに投手を、またはチーム全体を励ますような応援をして下さい。

(3) チアリーダーを含めた応援団のリーダーの服装は、祭り装束や奇異なものは避けて下さい。高校生にふさわしい服装で応援をして下さい。

(4) 相手校の特定の選手名、守備名を呼んだり、一斉にコールしたり、冷やかしたり、野次ったりして応援をしないで下さい。また、相手校の投手が投球動作に入った際一斉コールしたり、大声を上げたりして応援をしないで下さい。

(5) 品位を疑われるような歌、コール、踊り、身振りおよび裸での応援やショー的な応援はしないで下さい。

(6) 球場には、選手名の入ったノボリや垂れ幕、危険を伴うヤグラや爆竹、自校以外の宣伝とみなされる企業や商品名の入った横幕および旗（大漁旗などを含む）、その他宣伝に類した物品などの持ち込みは禁止しています。

(7) 審判員に対する野次は禁止します。

(8) 試合終了後でもグラウンド内に立ち入らないで下さい。

(9) グラウンド内にはみ出るように横幕を張らないで下さい。

(10) 紙テープ、紙吹雪の使用は禁止します。

※横断幕等を貼る場合、スタンドの最後方、あるいは内野スタンドの端に観客の邪魔にならないよう貼ること。

※応援終了後は、応援席および球場内外の清掃をお願いします。

なお、大会の都度、球場等により、開催県高等学校野球連盟で「禁止している事項」を加えることもあります。